



新たなご当地ナンバープレートの導入申込について

平成30年3月26日
千葉県総務部市町村課
電話：043-223-2362

県では、国土交通省により募集が開始された昨年5月以来、新たな地域名表示について、県内の導入意向を確認してきましたが、最終的に4地域から導入申込がありました。

地域名や導入の動機等について、各地域から提出のあった資料に基づき検討を行った結果、申請内容は適当であると判断し、国土交通大臣に対し地域名の導入申込みを行いました。

1 導入申込みを行う地域名（対象団体）

	地域名表示	地域名表示に含まれる市町村	現在の地域名表示
1	市川	市川市	習志野
2	船橋	船橋市	習志野
3	松戸	松戸市	野田
4	市原	市原市	袖ヶ浦

2 制度概要（ご当地ナンバー）

地域振興や観光振興に活用する観点から、自動車検査登録事務所新設の有無に関わらず、自動車のナンバープレートに新たな地域名表示を認めようとする制度。

第3弾となる今回の募集からは、地方からの要望や諸外国の活用事例等を踏まえつつ、地方版図柄入りナンバープレートの制度が新設され、新たな地域名表示の募集に加え、地名に関係のある図柄の募集も行われることとなった。

（補足）

※本ナンバープレートの交付対象は、道路運送車両法に規定される普通自動車（自家用及び事業用）及び軽自動車（自家用）となる。

※ナンバープレートは、図柄ありのもの（カラー版（寄付金あり）・モノトーン版（寄付金なし））と図柄なしのもの（従来通り文字のみ）の3種類から選択できる。

※申請する地域名表示が導入された場合、新たに現在の地域名表示のナンバープレートを取得することはできなくなる。

※県内のご当地ナンバーには、現在、成田・柏ナンバー（第1弾、H18年度から交付開始）がある。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年12月まで 各地域から国へ直接図柄の提案を行う

平成32年度中 新ナンバープレートの交付開始

<申請する地域名表示のイメージ図>

※国から配布されたファイルにより、県で作成したもの。

①市川ナンバー

ア) 普通車用



イ) 事業用



②船橋ナンバー

ア) 普通車用



イ) 事業用



③松戸ナンバー

ア) 普通車用



イ) 事業用



④市原ナンバー

ア) 普通車用



イ) 事業用

